

山口芸術短期大学単位認定及び試験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口芸術短期大学学則（以下「学則」という。）第19条第1項及び第48条第2項の規定に基づき、単位認定及び試験に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(単位認定)

第2条 単位の認定は、各授業科目について一定の課程を履修した者に対して、当該科目を担当する教員が、シラバス（講義概要）に記載されている成績評価基準に基づき評価し、認定する。

2 成績評価は、100点満点により評価し、成績表記及び単位の認定は、次のとおりとする。

成績	表記	単位	評 語
90～100点	S	認定	基準を大きく超えて優秀である
80～89点	A		基準を超えて優秀である
70～79点	B		望ましい基準に達している
60～69点	C		単位を認める最低限の基準には達している
0～59点	D	不認定	単位を認める最低限の基準に達していない

3 各授業科目とも、授業への出席時数が総授業時数の3分の2に満たない場合は、原則としてその授業科目の定期試験（追試験・再試験・追試験対象者の再試験を含む）（以下「試験」という。）を受験させず、又は単位を認定しない。その際の成績評価は、受験資格等なしとし、Fをもって表す。Fの場合の単位は不認定とする。ただし、3分の2未満でも特別の事由があるものに対しては教授会の意見を聴いて受験させ、又は単位の認定をすることがある。

4 学則第48条第1項の規定に基づき、授業料及びその他の納付金未納期間にかかる単位の認定はしないものとする。ただし、山口芸術短期大学授業料等の分納及び延納規程第2条の規定により、授業料及びその他の納付金の分納及び延納が許可された者が、当該未納期間の授業料及びその他の納付金を納入した場合は、その期間にかかる単位を認定するものとする。

5 入学前の既修得単位の認定及び他の大学等での修得単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(定期試験)

第3条 定期試験は前期末・後期末の2回、時間を決めて行うことを原則とする。

2 定期試験についての諸注意は、原則として2週間前に掲示する。

(追試験)

第4条 やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった者については、申請によってその事由が正当と大学が認めた場合に限り、追試験を受けることができる。

2 前項の申請は、欠席した定期試験日を含め3日以内（土日祝日は除く）に次の各号に定める書類等を添えて学生部に提出するものとする。

(1) 追試験願

(2) 欠席の事由を証明できる書類

(3) 追試験手数料

- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により期限内に追試験の届出を学生部に提出できない者については、その旨を提出期限内に学生部に申し出てその事由が正当と認められた場合に限り、大学は追試験の届出期限を延長することができる。
- 4 追試験手数料は1科目1,000円とする。ただし、別に定める事由による追試験は、無料とする。
- 5 追試験は、原則として1回とする。
- 6 追試験を利用した者の成績評価は、第2条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 7 追試験手数料は、追試験を未受検であった場合でも返還しない。

(再試験)

第5条 定期試験を受け、当該授業科目の単位を修得することができなかった場合は、届出によって授業担当者の承認を得た上で再試験を受けることができる。

- 2 前項の届出は、所定の期日までに次の各号に定める書類等を添えて学生部に提出するものとする。

(1) 再試験願

(2) 再試験手数料

- 3 再試験は原則として1回とする。
- 4 再試験手数料は1科目1,000円とする。
- 5 第2条第2項の規定にかかわらず、再試験を利用した者の成績評価は、60点満点により評価する。
- 6 再試験手数料は、再試験を未受検であった場合でも返還しない。

(追試験対象者の再試験)

第5条の2 追試験を受け、当該授業科目の単位を修得することができなかった場合は、届出によって授業担当者の承認を得た上で追試験対象者の再試験を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業年次生の卒業学期の追試験対象者の再試験は、実施しない。
- 3 追試験対象者の再試験の届出、成績評価は前条の規定を適用する。

(試験受験上の注意事項)

第6条 試験中は、学生証を机上に提示する。

- 2 試験中に監督者の指示に従わない場合は、その受験は無効とする。
- 3 試験中は、監督者の指示したもの以外のものを机上に置いてはならない。
- 4 試験開始から30分以上遅刻した場合は、その授業科目の受験はできない。
- 5 試験開始から30分以内は退室できない。また、退出後の再入室は認めない。
- 6 試験に際し不正行為があった場合は、その学期の全ての授業科目の受験を無効とし、応分の処分を行う。

(緊急時に伴う試験の取扱い)

第7条 荒天時や災害時の定期試験等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、単位認定及び試験に関し必要な事項は、法人の承認を得て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 13 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。